

仕 様 書

車両借受（リース）仕様は、以下のとおりとする

- 1 貸借物品名
外勤用自動車（軽貨物車）
- 2 車種及び台数
軽貨物車（ガソリン） 7台
なお、提供する車両の車種は、全台同一であることを要しない。
- 3 規 格
現行の普通免許で運転可能であり、以下の規格をみたす自動車
 - (1) 総排気量
650cc～660cc
 - (2) 駆動型式
四輪駆動方式
 - (3) 乗用定員
4名
 - (4) 最大積載量
2名乗車時で、250kg以上
 - (5) 荷室寸法
長さ1.90m以上、幅1.25m以上、高さ1.20m以上
（※長さについては、助手席を収納した状態での最大長を含む。）
 - (6) 色
ホワイト系又はシルバー系
 - (7) トランスミッション
オートマチック
 - (8) 低公害車指定
平成 17年排出ガス基準 75%低減レベル以上を達成しており、かつ、平成27年度
燃費基準5%超過レベルを達成している自動車
 - (9) グレード
ベースグレードを基本とし、後述5に記載している装備、付属品等を追加すること。
- 4 想定車種
日産 NV100クリッパー
ホンダ N-VAN
トヨタ ピクシスバン
ダイハツ ハイゼットカーゴ
- 5 装備、付属品
 - (1) パワーステアリング
 - (2) エアコン、AM/FMラジオ
 - (3) スタッドレスタイヤ4本（ホイール付き）

- (4) スペアタイヤ
 - (5) スノーブレード
 - (6) 標準工具一式
 - (7) フロアマット一式（座席の足元用）
 - (8) キャリア（最大積載量50kg）
 - (9) ラゲッジマット（サイズは後部座席を倒した状態の寸法で、ゴム製であること）
 - (10) バックモニター（ミラーモニター可）
 - (11) ドライブレコーダー（前方・後方2カメラタイプ、200万画素以上、画像データは外部記憶媒体を使用。なお、外部記憶媒体は賃貸人が用意すること）
- 6 借受期間
令和8年10月1日～令和13年9月30日（60か月）
- 7 引渡場所
札幌市教育委員会が指定する場所
日時・場所の詳細については、札幌市教育委員会の指示に従うこと。
- 8 保管場所
札幌市教育委員会が指定する場所
- 9 保険加入
- (1) 賃貸人は、自動車損害賠償責任保険に加入し、保険料を負担する
 - (2) 賃貸人は、以下の保険に加入し、保険料を負担する
対人保険 無制限
対物保険 無制限（免責額なし）
搭乗者保険又は人身傷害補償保険 1名につき1,000万円以上（免責額なし）
車両保険 時価（免責額なし）
- 10 維持管理等
- (1) メンテナンス契約とし、車両の維持管理に係る経費は、車両所有者の負担とする。ただし、燃料代、ウィンドウウォッシャー液及びパンク修理代は、札幌市の負担とする。
 - (2) 自然磨耗、故障等の修理については、賃貸人が契約するメンテナンス会社との調整により適切に実施し、常に良好な状態を維持すること。
 - (3) 定期点検及び修理は確実にを行い、オイル等油脂類は十分に補充すること。
 - (4) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、賃貸人の責任において行うこと。
 - (5) 車検、定期点検及び修理等の期間中は、同等の代替車を用意すること。
 - (6) タイヤの保管については、賃貸人が行うこと。
 - (7) スタッドレスタイヤの組替えは、賃貸人が適切な時期に実施するものとし、必要に応じて札幌市が調整を行うこと。
 - (8) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び賃貸人双方容器内100%とする。
 - (9) 車庫証明等登録にかかる事務については、車両所有者が行うこと。
 - (10) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。ただし、事務等に係る経費実費分（印紙代）は、札幌

市教育委員会の負担とする。

11 特記事項

租税公課、保険料率に変更が生じた場合でも、リース料金については一切変更しない。

12 年間走行距離

年間12,000km程度と想定されるが、これを超過した場合でも、リース料金については一切変更しない。

13 その他

(1) 不明な点が生じた場合は、賃貸人、賃借人双方で協議すること。

(2) リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて当事者は協議をすることができる。

14 発注担当課

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会総務部学校支援課

電話：011-211-3831 FAX：011-211-3837